

労働保険NEWS

《発行先》 建設連合旭川地方建設組合：協同組合労務厚生事業協会

定額減税制度の準備はしていますか？

令和6年度の税制改正大綱において発表された定額減税制度が6月から適用開始されます。

《定額減税制度とは？》

定額減税とは、令和6年分の所得税を3万円、住民税を1万円それぞれ一律に控除する制度をいいます。また、納税者本人のみでなく、配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円住民税1万円の減税が行われます。

《定額減税の対象者》

- ・令和6年分所得税の納税者である居住者
- ・令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下
※年収2000万円（子育て世帯等なら2015万円）を超える方や、海外に住んでいる非居住者などは対象外
- ・同一生計配偶者・扶養家族※扶養家族の条件は合計所得金額が48万円以下（給与収入のみなら103万円以下）

《減税額》

減税額は以下の表のとおりです。令和6年分の所得税と個人住民税を対象に減税が実施されます。

税目	種別	減税額
所得税	本人 ※1	3万円
	同一生計配偶者 ※1※3	3万円
	扶養親族 ※1	3万円/人
個人住民税 (所得割)	本人 ※1	1万円
	控除対象配偶者 ※2※4	1万円
	扶養親族 ※2	1万円/人

定額減税の対象となる会社員の例

年収700万円
控除対象配偶者と子供2人の4人家族の場合

(1人当たり)
所得税3万円
+
住民税1万円
||

計4万円

× 4人 = 16万円



- ※1 居住者に限る
- ※2 国外居住者を除く
- ※3 【同一生計配偶者】＝納税義務者と生計を一、かつ、合計所得金額48万円以下
- ※4 【控除対象配偶者】＝同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得金額が1,000万円以下

健康診断はお済ですか？

ご自身の健康状態を確認するために
毎年健康診断を受けましょう！
当組合の組合員様は**組合員価格**で
健診が受けられます！
詳しい金額や受診方法などお気軽に
お問い合わせください！



メールマガジン登録者募集中！

労働保険に関するお知らせや各種助成金の案内などを
いち早く皆様にお伝えするため、メールでの情報発信
をしております！この機会にぜひご登録ください！ご
登録は下記QRコードから！

☑ 建設連合登録用QRコード ☑ 協同組合登録用QRコード



建設業の事業主の皆様へ

現場のお仕事に直接関係の無い土場・資材置き場等での作業事故労災にはご注意を！
詳しくはホームページをご覧くださいか、対象の事業所にはチラシを同封しております。
ご不明な点がある場合はお気軽にお問い合わせください。

建設連合ホームページQRコード ▶



協同組合ホームページQRコード ▶



日常業務でのお悩み事、お手伝い致します！

当組合では、社会保険・雇用保険・労災保険のご相談を随時受け付けています。
手続きの仕方がわからない・助成金を受けてみたいがどうすればいいかわからない等ご不明な事がございましたらお気軽にご相談下さい！

退職金共済制度に加入して退職金の準備を！

～取扱窓口～

- ◇中小企業退職金共済
- ◇小規模企業共済
- ◇建設業退職金共済（一人親方任意組合）

加入者募集！

- ◇建設連合国民健康保険
（個人事業主・一人親方・5人未満の個人事業所の従業員）
※法人格を持っている事業所は加入できません
- ◇一人親方特別加入労災保険
- ◇労働保険事務組合

ご相談承ります！

社会保険労務士

- ◇労務管理相談
- ◇処遇改善加算相談

阿部行政書士事務所

- ◇建設業許可
- ◇産業廃棄物許可
- ◇建設キャリアアップシステム申請

森税理士事務所

- ◇税務の相談
- ◇会計記帳
- ◇経営相談等

保険のベストケア

- ◇生命保険・自動車保険など各種保険
（団体割引制度あり）

第1期 労働保険料の納期

《窓口・お振込み》

令和6年 6月28日

保険料は全額国へ納付しますので振込手数料はお客様負担でお願いいたします。

《口座引落》

令和6年 7月1日

お支払いを便利でお得な
自動振替にしませんか？

旭川信金にお口座をお持ちの事業主様は
事務委託手数料の口座引落手数料が無料です！
※労働保険料は全額国へ納めますので88円の手数料がかかります。
ぜひ自動振替でのお支払いをご検討ください！



今年度より、お振込みまたはお引落で納入された事業所様へ領収書の郵送は行いません。領収書が必要な場合はご連絡いただいた事業所様のみ郵送することとなりましたのでご協力のほど、よろしくお願い致します。